

エコ・パワー株式会社「（仮称）上勇知ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成30年6月14日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「（仮称）上勇知ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」について、エコ・パワー株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 北海道稚内市
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 70,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成27年 5月28日
環境大臣意見受理	平成27年 7月24日
経済産業大臣意見発出	平成27年 8月12日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成28年 1月14日
意見の概要等受理	平成28年 3月16日
北海道知事意見受理	平成28年 5月 6日
経済産業大臣勧告発出	平成28年 5月25日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成29年10月 6日
意見の概要等受理	平成29年12月 6日
北海道知事意見受理	平成30年 3月13日
環境大臣意見受理	平成30年 5月22日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 6月14日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、常泉
電 話:03-3501-1742(直通)

エコ・パワー株式会社「（仮称）上勇知ウィンドファーム事業に係る 環境影響評価準備書」に対する勧告について

1. 総論

本事業の対象事業実施区域及びその周辺は、オジロワシやガン類及びハクチョウ類などの鳥類をはじめとする動植物種が多数生息・生育しており、自然環境保全上、極めて重要な地域である。このような地域特性を踏まえると、本事業の実施に当たっては、自然環境に対する影響を可能な限り回避又は極力低減することが必要不可欠である。

本準備書については、計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見（平成 27 年 7 月 22 日）及びそれを踏まえた経済産業大臣意見（平成 27 年 8 月 12 日）にて、重要な鳥類及び渡りへの影響の回避・低減を図ることとされているところ、①配慮書 A～D 区域のうち、対象事業実施区域を絞り込む過程で、海ワシ類及びガン・ハクチョウ類の主要な渡り経路と考えられる A、C、D 区域を除外したこと、②海ワシ類の営巣及びガン類・ハクチョウ類の主要な渡り経路が確認された、対象事業実施区域の北側及び南側の一部の風力発電設備の設置の計画を取りやめたこと等、バードストライク及び渡り鳥の渡りへの影響を回避するための一定の配慮を行っている。しかしながら、希少猛禽類の飛翔経路及び渡り鳥の渡り経路を十分に踏まえていない箇所があり、風力発電設備の配置等の検討の際に重大な影響を十分に回避・低減できているとは言い難い。さらに、本準備書に記載されている予測・評価内容等については、その客観的な根拠に乏しいものが多く、誤記も多数見られるため環境影響評価図書として信頼に足るものとなっていない。

したがって、評価書の作成に際しては、適切な調査・予測・評価の結果をその客観的な根拠と併せて記載するとともに、以下の内容を含む風力発電設備の基数の削減及び配置の再検討等により、事業規模の大幅な縮小を含めた抜本的な見直しを行うこと。

(1) 設置基数及び配置等の見直しについて

重要な鳥類の生息・生育環境に対する影響が強く懸念されることから、以下により、影響を回避又は極力低減すること。

①海ワシ類

オジロワシの探餌行動が高い頻度で確認されており、風力発電設備の稼働によりバードストライクや生息環境の喪失が特に懸念される T10～12、T17、T18 については、設置の取りやめ又は配置等の大幅な変更を行うこと。

②渡り鳥

ガン類及びハクチョウ類の春の主な渡り経路となっており、風力発電設備の稼働によりバードストライクや渡りの阻害の影響が特に懸念される T03、T04、T07～09、T16、T17、T20 については、設置の取りやめ又はあらかじめ稼働制限を行うこととし、T15

については、配置等の変更又はあらかじめ稼働制限を行うこと。稼働制限の時期及び期間等の詳細については、周辺の他事業者が設置する協議会等の有益な知見を参考にしつつ、鳥類の専門家からの助言を踏まえて決定すること。

(2) 事後調査等について

事業実施後の影響の回避・低減のために、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境保全措置で位置付けられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- ④ 周辺における他事業との累積的な影響に係る事後調査及び環境監視の実施に当たっては、他事業者と確実に情報を共有し、必要に応じて合同での調査の実施を追求すること等により、累積的な影響を最大限把握すること。
- ⑤ 他事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

「1. 総論」に基づく風力発電設備の基数の削減及び配置の見直し等の措置を講じた上で、以下の措置を講ずること。

(1) 風車の影による環境影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による生活環境への影響が懸念される。

このため、評価書の作成までに、風力発電設備の配置・基数及び機種の詳細な検討を行うとともに、影響が懸念される気象条件、季節及び時間帯には、一部の風力発電設備の稼働を停止すること等の環境保全措置を検討すること。それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて、必要な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

ア オジロワシやガン類、ハクチョウ類等重要な鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うため、本事業による重要な鳥類に対する影響を回避・低減する観点から、以下の措置を講ずること。

① バードストライクの発生を低減するため、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置を施設稼働前に講ずること。

② これまでに実施した調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、バードストライクの有無及び渡り鳥の移動経路に係る事後調査を適切に実施し、重要な鳥類の衝突・接近、移動経路の阻害等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、鳥類との衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録し、関係機関へ報告するとともに、専門家等の助言を踏まえて、死亡・傷病個体の搬送、傷病個体の救命及び原因分析を行い、追加的な環境保全措置を検証、実施すること。

イ 対象事業実施区域に近接しているオジロワシの営巣及び対象事業実施区域内のハイタカの営巣への影響について把握するため、工事の着手に先立ち、営巣状況等を確認するための調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて適切な環境保全措置を講ずること。

(3) 植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域の大半には、特定植物群落「稚内～抜海丘陵のササ草原」が含まれており、風力発電設備等の設置に伴う直接改変により、その一部が消失する等、植物及び生態系に対する影響が懸念される。一方、本事業者は、当該特定植物群落については、山火事後に成立した二次的な環境であるため、重要な植物群落ではないとしており、本評価は当該特定植物群落の選定基準を踏まえた十分な根拠に基づいたものとなっていない。このため、取付道路等の詳細な設計の検討に当たっては、改めて専門家等の助言を踏まえ、当該特定植物群落及び重要な植物種の改変を回避又は最小限に抑制すること。

また、重要な植物種について、やむを得ず最小限の改変を行う場合には、専門家等の助言を踏まえて、必要に応じて移植などの代償措置を講ずるとともに、移植については、効果の不確実性が懸念されることから、定着状況の確認等の事後調査を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。